

令和8年度 第1回三朝町総合教育会議

日 時 令和8年8月18日(火) 午後1時30分～  
場 所 三朝町役場2階 第2会議室

1 開 会

2 あ い さ つ

三 朝 町 長      松浦 弘幸  
三朝町教育長    塩谷 俊樹

3 議事録署名委員の指名

4 協 議 事 項

- ・三朝町放課後児童クラブの公設民営化について

5 そ の 他

- ・教育行政に係る意見交換

6 閉 会



## 三朝町放課後児童クラブにおける公設民営化について（検討状況）

### 1. 学童クラブの状況及び経過

本町の放課後児童クラブ（学童クラブ）は現在、2か所開設しており、三朝西学童クラブは町の直営として、又、三朝東学童クラブは三徳地域協議会へ運営を委託していますが、利用ニーズは依然として高い状況にあることに加え、配慮を要する児童への対応等もあり、指導員の安定的な人員配置及び提供サービスの質の確保が困難な状況が常態化しています。

こうした状況の中、令和7年3月に三朝町教育委員会から『三朝町放課後児童クラブのあり方検討委員会』（以下「検討委員会」という。）へ今後のあり方について諮問がなされ、同年9月に答申が示されました。その答申において、運営主体については、民間活力の導入（公設民営）を積極的に検討し、答申に示す項目を満たす運営主体を慎重に選定することが盛り込まれています。

#### (1) これまでの経過（小学校統合以降）

| 年月    | 内容                               |
|-------|----------------------------------|
| R01.4 | 小学校統合後も旧小単位での学童クラブ開設（東・西・南）      |
| R03.4 | 利用児童数の減少により、南学童クラブ閉所（西学童クラブへ統合）  |
| R07.3 | 町教育委員会から検討委員会へ「今後のあり方」について諮問     |
| R07.5 | 三朝東学童クラブ保護者へ検討委員会の検討状況等を説明       |
|       | 利用児童保護者を対象にアンケート調査を実施（回答率 68.7%） |
| R07.9 | 検討委員会（計4回開催）が町教育委員会へ答申           |
| R08.4 | 三徳地域協議会が次年度（R09）以降の運営受託辞退の申出書を提出 |
| R08.7 | 町教委定例会で次年度以降の完全公設民営化について協議～意見なし  |
| R08.8 | 町長との総合教育会議で完全公設民営化にむけて共有         |

#### (2) 学童クラブの運営形態

(R8.8.1時点)

|        |       | 三朝西学童クラブ     | 三朝東学童クラブ      |
|--------|-------|--------------|---------------|
| 運営形態   |       | 公設公営         | 公設民営          |
| 登録者数   |       | 66名          | 52名           |
| 平均利用者数 |       | 37名（平日）      | 18名（平日）       |
| 開所時間   | 平日    | 下校時～19:00    | 下校時～18:30     |
|        | 土曜日   | 7:45～19:00   | 7:45～18:30    |
|        | 学校休業日 | 7:45～19:00   | 7:45～18:45    |
| 指導員配置  |       | 会計年度任用職員（9名） | 三徳地域協議会雇用（6名） |
| うち有資格者 |       | 5名           | 2名            |

#### (3) 本町の課題

- ① 指導員（有資格）の高齢化と慢性的な人材不足（西学童・東学童とも）
- ② 児童の発達過程（年齢）・特性を踏まえた育成支援の質の向上と研さん
- ③ 学童クラブに対するニーズの多様化（安心安全な居場所づくり＋遊びや体験を通じた育成支援の場の提供）

## 2. 放課後児童クラブの公設民営化にむけて

本町の学童クラブ運営にかかる諸課題を踏まえ、従来の直営及び地域協議会へ委託している運営体制を見直し、三朝西学童クラブも同様に公設民営化へ移行します。これにより、2か所とも公設民営の運営形態となります。

なお、開設数については、答申で示されているとおり、当面の間、2か所での運営を継承することとします。

### (1) 公設民営化にむけた基本的な考え方

町内2か所の放課後児童クラブを公設民営化に移行するにあたり、開設単位毎に受託事業者を選定するのではなく、スケールメリットを生かした事業の効率化を図れるよう、単一事業者による複数か所の受託も認めることとします。又、運営委託にあたっては、全国及び近隣自治体での受託実績を大前提とし、安定的な運営体制の構築及び指導員の育成及び資質向上を図るため、複数年契約（3年間を想定）とします。

なお、公設民営化にむけて、児童及び保護者への周知、現在、雇用している指導員の処遇について配慮するとともに、事業を円滑に引き継ぐ必要があるため、一定の準備期間を設けることとします。

### (2) 期待される効果

#### ① 安定的な運営体制

- ・豊富な受託実績を生かした専門的ノウハウによる運営及び柔軟な対応力
- ・受託事業者の幅広いネットワークによる人員確保
- ・現場責任者（マネージャー）の配置による円滑なクラブ運営及び労務管理

#### ② 提供サービスの質の向上及び標準化

- ・計画的な人材育成及び専門性の高い研修による指導員の資質向上
- ・受託事業者が蓄積した各種プログラムによる質の高いサービスの提供及び標準化
- ・事業ビジネスの観点による利用者（保護者）ニーズの適切な把握と対応

### (3) 経費について

運営経費については、2か所とも受託事業者への外部委託となり、昨今の物価高騰の影響も相まって、現予算（令和8年度予算：約30,000千円）から、若干、増額となりますが、民間活力の導入により、前述(2)の事業効果が期待されます。

なお、委託契約については、複数年（3年間）を想定しており、令和9年度当初予算とともに3月議会において債務負担行為の承認をいただくこととします。

### (4) 完全公設民営化による変更点

#### ① 変更となる点

- ・指導員は2か所とも受託事業者の直接雇用となります。
- ・日常的な施設管理や指導員の労務管理、資質向上の研修は受託事業者が行います。
- ・利用料は2か所とも本町の公会計への収入となります。

#### ② 変更されない点

- ・学童クラブの募集案内や入所手続き、施設管理はこれまでどおり町が行います。
- ・指導員は希望により継続雇用され、可能な範囲で現在の雇用条件を考慮します。
- ・運営主体は受託事業者へ移管されますが、開設基準、運営時間、利用料等の事業制度が変わるものではありません。

#### (5) 受託事業者の選定及び今後のスケジュール

受託事業者の選定に当たっては、期待される効果の実現のため、公募型プロポーザルを実施し、答申に示された【運営主体に求める事項】を満たすとともに、費用面だけでなく、受託実績や財務状況、職員の配置基準や育成手法、事業の提案等を総合的に審査して受託事業者を選定することとします。

##### 【運営主体に求める事項】

- ・児童が安心・安全な環境でのびのびと活動できること
- ・行政や支援団体、保護者の意見も反映しながら適切な運営ができること
- ・本町の行財政運営の効率化が図られること
- ・長期にわたって安定した運営が継続できること
- ・運営の中核を担う責任者・支援員等を安定して確保できること
- ・適切な利用料設定によるサービスが提供できること
- ・複数の放課後児童クラブの運営を行う場合、提供サービスが標準化できること
- ・継続雇用を希望する支援員の雇用条件等について、これまでと同等であること

##### 【今後のスケジュール】

| 年月         | 内容                                                                                                   | 備考                                                                    |
|------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|
| 8 月        | ・町長との総合教育会議で共有                                                                                       |                                                                       |
| 9 月        | ・町議会 総務教育常任委員会で検討状況を説明<br>・指導員へ R9 からの公設民営化を説明<br>・保護者説明会（西・東）<br>・プロポーザル実施の準備・調整<br>・公募開始（町HP、町報掲載） | ※状況により全協でも説明<br><br>・東学童は三徳地域協議会が主催<br>・運営及びリスク分担の調整<br>・公募期間 1 か月を想定 |
| 10 月       | ・プロポーザル実施                                                                                            | ・現場説明会含む                                                              |
| 11 月       | ・受託候補事業者決定                                                                                           | ・契約内容の精査・調整                                                           |
| 12 月       | ・町議会 総務教育常任委員会で受託候補事業者を報告<br>・R9 当初予算要求<br>・R9.4 の運営委託にむけた手続き開始                                      | ・準備期間（～R9.3）                                                          |
| R 9<br>1 月 | ・R9 利用児童保護者へ周知<br>・地域協議会連絡会で報告                                                                       | ・在校児童対象<br>・協力団体としての参画依頼                                              |
| 2 月        | ・新入児童保護者へ周知                                                                                          |                                                                       |
| 3 月        | ・当初予算案について議会審議                                                                                       | ・債務負担行為                                                               |
| 4 月        | ・受託事業との契約～受託開始                                                                                       | ・R9.4.1 付け契約                                                          |

以上